

(第1面)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等報告書

令和 年 月 日

西宮市長 殿

届出者
住所：(〒 -)

氏名：

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号：() -

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称											
保管事業場の所在地	(〒 -) 兵庫県西宮市										
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名								電話番号	() -		
保管の場所											

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等						(kg・台)		濃度区分	保管開始年月日	保管開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台あたり重量×台数)					
-										高濃度 低濃度 不明			
-										高濃度 低濃度 不明			
-										高濃度 低濃度 不明			
-										高濃度 低濃度 不明			
-										高濃度 低濃度 不明			

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称			
所在事業場の所在地	(〒 -)	兵庫県西宮市	
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理責任者の職名及び氏名			電話番号 () -
所在の場所			

番号	製品の種類	製品の型式等					廃棄の見込み		量 (kg・台)		濃度区分	参考事項	
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	廃棄予定年月	処分業者との調整状況	台数又は容器の数	総重量 (1台あたり重量×台数)			
-												高濃度 低濃度 不明	
-												高濃度 低濃度 不明	
-												高濃度 低濃度 不明	

- 備考 1. 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
2. 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数-」を加えた整理番号(例:28-001)を付すこと。
3. 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、その名称を具体的に記入すること。(例:高圧変圧器、高圧コンデンサー、安定器、廃油など)
4. 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器(トランス)等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。
5. 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数(個数)を、その他のものについては保管している容器の数(缶数等)を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数(個数)を把握することができないときは、保管している容器の数(缶数等)を単位とともに記入すること。
6. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数(個数)を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
7. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「不明」とは廃棄物等の型式等から、微量のポリ塩化ビフェニルの混入の可能性を完全に否定できず、また封入された絶縁油中のポリ塩化ビフェニル濃度の分析を行っていないため、ポリ塩化ビフェニルの混入の有無が不明のポリ塩化ビフェニル廃棄物又はポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
8. 「保管開始理由」の欄には、「機器更新」、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」などを記入すること。
9. 「廃棄予定年月」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。
10. 「処分業者との調整状況」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。
11. 「参考事項」の欄には、その他保管若しくは使用の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること(例:「屋内で保管又は使用」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」)。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
12. この報告書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
13. ポリ塩化ビフェニル廃棄物及びポリ塩化ビフェニル使用製品の保管状況若しくは使用状況の写真を添付すること。
14. 西宮市長が定める部数を提出すること。